

令和2年5月7日

学校法人光産業創成大学院大学の活動指針の変更等について(通達)

危機対策本部長(学長) 瀧口 義浩

学生・教職員各位に令和2年4月21日付で発出いたしました本学における「新型コロナウイルス感染防止に係る活動指針」につきまして、危機対策本部の協議の結果、依然深刻な新型コロナウイルス感染症の状況、政府の緊急事態宣言の延長及び各自治体の対応等、現下の状況を踏まえ、以下のとおり決定したので通達します。

皆様には引き続きご不便をお掛けいたしますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

I 学生教育(授業、研究指導)

危機対策本部の許可を得て、追って教務委員会から通知するものとする。

II 教員・研究活動

感染防止強化の上、必要最低限の人員での研究活動のみとし、引続き在宅勤務を進める。

III 事務職員

在宅勤務を積極的に活用し、事務機能の維持のための必要最小限の人数のみ出勤

IV 会議、講演会

3密となる会議については、メール会議、オンライン会議のみとする。

V 学生の入構

危機対策本部の許可を得て、追って教務委員会から通知するものとする。

VI 来客・外出

従前通り原則禁止として不要不急の業務については避ける事とし、メール等で対応するものとする。

ただし浜松市及びその近隣区域(静岡県西部地区)の来客・外出で緊急の必要があり、かつ学長の許可を得た場合はその限りではない。なお、その場合でも必要最小限の人数(2~3人程度)で、滞在時間も短時間に限るものとする。

VII 期 間

令和2年4月22日(水)~5月31日(日)まで延長する。

VIII 備 考

①上記通達に関わらず、今後も引続き政府や地方自治体等の「新型コロナウイルス感染症」に係る対応等により、学生・教職員にさらなる通達を発出することがあり得る。

加えて、本件に係る政府発表、地方自治体の通知等が5月中旬に予定されていることから、当該時点で教職員に再通達を発出することもあり得る。

②本件に係る行動規範等について

本学がすでに発出した通知等を基準に従って行動することとし、上記通達以外の取扱いについては、令和2年4月21日付で発出した「活動指針」に引続き従うものとする。

以上